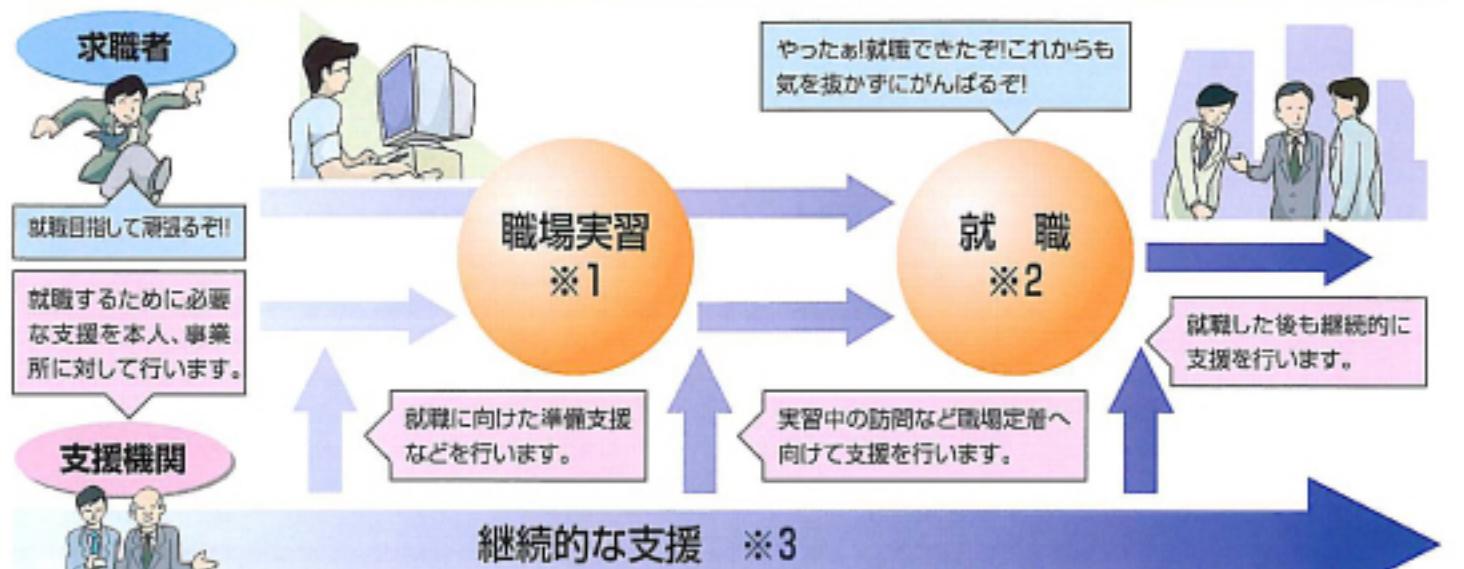


障害のある方たちの「働きたい」、事業所の「雇用したい」を実現するために



*1 職場実習には、事業所や本人の負担を軽減するための、様々な公的な職場実習の制度があります。ほとんどの場合、実習中の事故や怪我については、実習生が加入する傷害保険が適用されることになります。実習の期間については、数日から2ヶ月程度行い、求職者の職場適応の状況を確かめながら順次進めることができます。

*2 就職した際にも、事業所や本人の負担を軽減するための、様々な助成金の制度があります。また、手すりやトイレなどの環境設備を整えたり、障害に配慮された機材の導入の際に適用される助成金もあります。

*3 就職した後も求職者を支援している団体などが中心となり、事業所、本人に対して継続的に支援を行います。必要に応じて、実際職場に赴き職場適応を援助するジョブコーチ等の支援を受けることもできます。

我々がお手伝いをします(支援機関紹介)

障害者の
方の職業紹介
をしている、就労
支援の中心とな
る機関です。

障害者の
方の就業面、
生活面の一體的
な支援を行
っています。

大阪障害者職業センター

- 職業能力等の評価
- 就業準備支援
- 障害者雇用に関する事業主への支援
- その他

ハローワーク布施

- 障害のある方への相談・職業紹介・職業指導
- 事業主への相談支援
(雇用管理、環境整備、各種助成金の案内等)
- 公共職業訓練の紹介
- その他

東大阪市に
おける障害者の
就業面や生活面を支
援する施策を考えます。
また事業所に対する
支援も行います。

東大阪市障害者就業・生活支援 準備センターわっトライ!

- 障害のある方や事業主に対する相談支援
- 日常生活・地域生活の相談支援
- 相談支援事業者等関係機関との連絡調整
- その他

東大阪市 障害者支援室 労働雇用政策室

※この他にも、様々な助成金制度があります。
詳しくはお問い合わせ下さい。

このパンフレットに関する問合せ先は

社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団 就業・生活支援準備センター 電話:06-6789-0374
発行 東大阪市健康福祉局福祉部障害者支援室

東大阪市からのお知らせ



障害があつても 働いています!!

トライアル雇用

最大3ヶ月総額
180,000円の支援金

3ヶ月の試用期間制度。制度上は雇用となる。事業所には月々最大40,000円が支給される(国)。また、東大阪市では、この決定を受けた市内在住の方の場合、市内の事業所に対し支援金(月々20,000円)が最大3ヶ月支給される。

東大阪市雇用奨励金

最大12ヶ月総額
180,000円の助成金

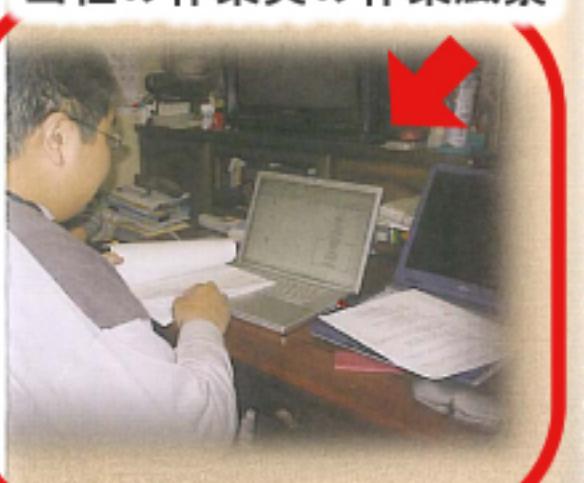
市内に住所を有する障害者の方で、特定求職者雇用奨励金の受取期限満了後、継続して雇用する市内の事業所には、月々15,000円(通算12ヶ月)支給される。

特定求職者雇用奨励金

障害者の方が雇用された場合、雇用された日から最大1年6ヶ月、賃金の一部が助成される。しかし事業所側に最近新規者が出ていた場合は、この制度が利用できないなどの条件がある。



当社の作業員の作業風景



Aさんの紹介文

Aさん(男性 28歳)には知的障害があります。義務学校高等部を卒業したあと、市内の作業所や職業訓練校に通い就職を目指していました。いくつかの職場を経て、平成19年の3月から市内の三洋商事(株)に勤め始めました。作業所とは違い、お給料がたくさんもらえるので、働きがいがあるようです。週末はスポーツジムに通ったり、家庭菜園をして過ごしています(左の写真はAさんの働いている様子)。

しかしAさんのように企業で働いている方は依然少ないのが現状です。障害者の雇用を取り巻く状況は厳しく、国の基準で定められている法定雇用率の1.8%を下回っています。今後、わが市においても、障害者の雇用を促進するために、企業に対する啓発や支援を行っていきます。



東大阪市健康福祉局
福祉部障害者支援室